

第36回石岡市農業委員会総会会議録

1 開催年月日 令和6年5月10日（金）

2 開催場所 石岡市八郷総合支所 1階 会議室

3 出席委員 1番 前 島 慎 也 2番 飯 村 伸 一 3番 三 輪 正
4番 高 橋 浩 6番 池 田 徹 7番 磯 部 進
8番 田 上 光 男 9番 高 野 濟 10番 山 口 和 明
11番 栗 原 茂 12番 花 和 清 治 13番 高 橋 憲 治
14番 小 松 與 平

4 欠席委員 5番 萩 原 重 信

5 事務局 理事兼事務局長 塩 畑 浩 行 課長補佐 大和田 誠
係 長 鈴 木 直 行

6 審議議案

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について

議案第3号 非農地証明願の意見の決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

7 会議の顛末

開 会 午後2時10分

議長）只今より、第36回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は13名ですので、石岡市農業委員会会議規則第6条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議録署名委員の指名ですが、会議規則第14条第2項の規定により、会議録署名委員には、8番田上光男委員、9番高野済委員の2名にお願いします。また、今回の現地調査担当委員は、1班、池田委員、田

上委員、山口委員、2班、三輪委員、高野委員、栗原委員、富田推進委員、平岡推進委員であることを報告いたします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与、交換、農地中間管理機構の特例事業の権利の移転については、現地調査を省略しており、委員の報告はありませんので、ご承知おきます。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、1番については、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号2番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者3名で約100アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、現在は耕作を行っていませんが、所有権移転後に、栗を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、2番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 池田委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、許可することに決定いたします。続いて、3番ないし4番については、関連する案件ですので一括審議となります。3番ないし4番について、担当委員より現地調

査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号3番ないし4番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者5名で約492アールを経営している農地所有適格法人です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後にデントコーンを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、3番ないし4番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。3番ないし4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番ないし4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番ないし4番については、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号5番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者1名で約8アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、かんしょを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、5番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号6番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者3名で約95アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後

も引き続き、水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、6番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）栗原委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長）無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長）賛成多数と認め、6番については、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号7番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者1名で約352アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、7番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長）無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長）賛成多数と認め、7番については、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号8番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者3名で約181アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、梨を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、8番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）栗原委員の報告が終わりました。審議願います。８番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、８番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、８番については、許可することに決定いたします。続いて、９番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。９番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、９番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、９番については、許可することに決定いたします。続いて、１０番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。１０番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、１０番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、１０番については、許可することに決定いたします。続いて、１１番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。１１番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、１１番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、１１番については、許可することに決定いたします。続いて、１２番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。１２番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、１２番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、１２番については、許可することに決定いたします。続いて、１３番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。１３番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、１３番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、１３番については、許可することに決定いたします。続いて、１４番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第１号１４番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者３名で約２８０アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、水稻を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、１４番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 池田委員の報告が終わりました。審議願います。１４番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、１４番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、１４番については、許可することに決定いたします。続いて、１５番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第１号１５番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者１名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、１５番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 池田委員の報告が終わりました。審議願います。１５番について、意見・質問のある方は挙手

をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、15番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、15番については、許可することに決定いたします。続いて、16番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号16番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者1名で約126アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、じゃがいもを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、16番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。16番について、意見・質問のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、16番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、16番については、許可することに決定いたします。続いて、17番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号17番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者4名で約137アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、17番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 栗原委員の報告が終わりました。審議願います。17番について、意見・質問のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、17番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、17番については、許可することに決定いたします。続いて、18番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号18番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、栗を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、18番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。18番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、18番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、18番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第1号の18件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局) 事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、休耕中の本申請地に太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって1番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 2 号 2 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、休耕中の本申請地に太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 2 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）田上委員の報告が終わりました。審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、2 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、2 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 2 号 3 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha 以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第 1 種農地と判断しました。申請内容から、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号に当たりますので、第 1 種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、結婚を予定されておりますが、現在の住居が手狭なため、自己住宅を建築したく申請に及んだものです。雨水は、浸透枡を設置し宅内処理します。汚水・雑排水は、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 3 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）池田委員の報告が終わりました。審議願います。3 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、3 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）田上委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）高野委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6

番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員） 議案第2号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、ネイルサロンを経営されておりますが、来客用の駐車スペースが足りないため、店舗にも近い本申請地に駐車場を新設したく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長） 高野委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長） 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長） 賛成多数と認め、6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員） 議案第2号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、借家住まいをされておりますが、子供の成長に伴い手狭になったため、自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、浸透枥を設置し、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって7番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長） 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長） 無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長） 賛成多数と認め、7番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第2号の7件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第3号、非農地証明願の意見の決定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第 3 号 1 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、杉が植えられ、年数が経過し、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、1 番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 田上委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、非農地として証明することに決定いたします。次に、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による、農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

(※農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に適合する旨を説明)

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第 4 号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法、第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第 1 号、農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 2 号、農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 4 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第 36 回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 46 分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和 6 年 5 月 10 日

議事録署名人

議 長

8 番

9 番